

名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務委託仕様書

1 業務名

名護市こども・若者計画（仮称）策定基礎調査業務

2 目的

本業務は、2023年（令和5年）4月に施行されたこども基本法第10条第2項に基づき、こども施策に関する事項を一体的に定める「名護市こども・若者計画（仮称）」の策定に当たり、子ども、若者、子育て世代へのニーズ調査・アンケート調査により子ども・若者を取り巻く環境の実態、子育て世帯の状況及び需要を把握するとともにその課題を分析するための基礎調査、会議等の運営支援、策定基礎調査に係る全般的な支援を目的とする。

「名護市こども・若者計画（仮称）」の策定に当たっては、国の「こども大綱」及び沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）の内容を勘案して作成する。

3 包含する計画等

名護市こども・若者計画（仮称）は、現行の「第3期名護市子ども・子育て支援事業計画」の内容（②）に加え、新たに次の①、③、④、⑤、⑥の計画を包含して策定するものである。

①市町村こども計画（こども基本法第10条に規定）

②市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）

③市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）

④市町村における子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条に規定）

⑤ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）

⑥少子化社会対策基本法に規定する少子化社会対策大綱の内容を位置付けた計画

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

5 委託業務内容

(1) 事業計画書作成準備に係る業務

① 現状把握及び課題整理

本市が実施している子ども・子育て支援事業計画（以下「現計画」という）に基づく事業、その他関連施策の現状を把握し、課題の整理を行う。

(2) ニーズ調査の実施（設計、配布～回収、結果分析、結果報告）

国のこども大綱（2023年12月施行）や沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン（2025年3月策定））及び関連するガイドライン等を踏まえ調査を実施すること。（最新の国の動向や通知等に注視し、計画に盛り込むべき調査対象の範囲や内容等を受託者が想定するとともに、追加で必要な業務が生じた場合においても契約額の範囲内においてそれらに対応できるよう備えること。）

ア 調査票の設計

現計画の各施策の中間見直しや新たな施策展開検討の基礎資料とするため調査票の設計を行う。調査項目については、現計画策定時に実施したアンケート調査結果と一定の比較が可能な内容を基本としつつ、名護市で新たに実施した事業の効果検証が行えるよう、受託者の提案を基に市と協議して決定する。

イ 各調査の調査票配布数

各調査の調査票配布数については、別紙「調査概要一覧」の調査対象の最大数及び目標サンプル数を参照し、受注者と発注者双方協議の上設定する。

ウ 調査対象のカテゴリーと調査手法（別紙「調査概要一覧」参照）

(ア) 名護市在住の就学前児童の保護者

ハガキ等で調査依頼を送付し、調査は依頼文に印刷する二次元コード化したURLからWebへ誘導しオンラインでの回答を想定しているが、より合理的、経済的な手法があれば提案を求める。

(イ) 名護市内の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生の児童生徒 小学生、中学生に対しては、各児童生徒1人1人に配布されているChromebook端末への調査依頼及び調査票のアップロードを想定。

高校生に対しては、学校を通じて各生徒へチラシ等で調査依頼を行い、調査は依頼文に印刷する二次元コード化したURLからWebへ誘導しオンラインでの回答を想定しているが、より合理的、経済的な手法があれば提案を求める。

(ウ) 名護市内の小学校、中学校、高校に通う児童生徒の保護者

小学生、中学生の保護者に対しては、教育現場向け連絡システム（すぐーる）を活用した調査依頼を想定。

高校生の保護者に対しては、学校を通じて各保護者へチラシ等で調査依頼を行い、調査は依頼文に印刷する二次元コード化したURLからWebへ誘導しオンラインでの回答を想定しているが、より合理的、経済的な手法があれば提案を求める。

(エ) 16歳～39歳の市民

郵送や広報誌、名護市ホームページへの掲載等により調査依頼を行い、オンラインでの回答を想定しているが、より合理的、経済的な手法があれば提案を求める。

エ 提案を求める事項

- ・ 回答率の向上を図る提案
- ・ 回答者の負担軽減を図るための提案
- ・ 本業務の付加価値を高める独自の提案

オ 調査実施に当たっての留意事項

- ・ 名護市こども・若者計画（仮称）を検討できるよう集計し、グラフ作成、分析コメント等を添付し、調査結果報告書原稿として取りまとめを行う。
- ・ Webアンケートは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮したレ

アウト等で作成すること。作成にあたっては、名護市と十分協議のうえ、名護市が指示・指摘した事項は都度反映すること。

- ・ 小学生や中学生に対する調査については、年齢に配慮し必要に応じて表現方法等を工夫すること。
- ・ 課題等について事前に関係各課へヒアリングを行い、必要に応じてアンケートの設問に反映させること。

カ 集計・分析及び報告書の作成

- (ア) 調査票データの取りまとめ、調査結果の単純集計及びクロス集計、自由記述の取りまとめ、調査結果の分析及び考察、また、国が示す計画の策定方法を踏まえて調査結果を集計、整理すること。
- (イ) 調査結果をグラフ、図表、文章などで分かりやすく作成すること。自由記述については、キーワードを用いるなどして各意見が分かりやすくなるよう取りまとめること。
- (ウ) 調査結果から読み取ることができる名護市の子ども・子育てに関する傾向と課題を、専門的見地から示すこと。
- (エ) 調査結果の修正や再分析等、必要な事項が発生した場合には、名護市からの指示に従って速やかに対応すること。
- (オ) 作成したデータベースは、完成次第速やかに名護市に提出すること（提出方法及び期限は名護市と協議のうえ決定する）。なお、提出の際には、名護市がデータを閲覧できるCSV、Microsoft Word、Excel、PowerPoint、Adobe PDF等の形式へ適宜変換すること。

キ 名護市子ども・子育て会議への参加・資料作成等の運営支援 令和8年度に開催される子育て会議への出席、進行補助、助言及び資料・議事録作成等【2回程度】

ク 成果品

- ・ 収集データ、概要版データ等を収録した電子ファイル一式
※ 調査結果報告書及びその概要版を電子データで納品すること。印刷物は不要とする。
- ・ その他成果品の具体的内容、電子媒体のデータ形式等は、名護市と協議のうえ決定する。
- ・ 納品場所は、名護市こども家庭部こども政策課とする。

6 作業の進捗状況

受託者は本事業に関する責任者を任命し、その進捗状況を管理するとともに、名護市の求めに応じて進捗報告を行うものとする

7 資料の貸与

名護市は、本業務の遂行上必要な資料で、名護市が所有しているものについてはこれを貸与する。

8 その他

(1) 完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、業務完了報告書を提出するものとする。

(2) 委託料の請求及び支払い

前金払いは行わない。

- (3) 本業務によって生じる著作権及び成果品の帰属については、すべて名護市とする。
- (4) 本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 国が示す最新の情報等に基づき本業務を遂行すること。
- (7) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、本業務期間終了後であっても受託者の責任において、無償で訂正を行うものとする。
- (8) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、名護市と協議のうえ決定すること。